

施策の基本方向

1 学校規模の適正化

(1) 児童数

児童数の全体的な減少傾向を踏まえ、それぞれの地域の実態に応じた教育諸条件の整備を促進する。

(2) 学校配置

各地域の児童数の推移を見極めながら、地域の実態に応じた適正な学校配置を促進する。

(3) 学校規模

本県の地域の特性を考慮し、それぞれの学校規模に応じた学校経営の在り方を工夫するとともに、過大規模校の解消等により学校規模の適正化を促進する。

2 教育内容・方法の改善充実

(1) 教育目標

全教職員の共通理解の下に教育目標具現の全体構想を明確にし、教育諸計画の改善に努める。

また、教育目標の達成状況を的確にとらえながら日常の教育活動に当たるとともに、教育目標が、社会の変化と時代の要請に対応するように努める。

(2) 教育課程

① 年間授業時数、年間授業日数

教育目標及び児童の実態を踏まえて各教科、道徳及び特別活動の授業時数の適正な確保を図るとともに、学期及び週における適切な運用に努める。

② 各教科、道徳、特別活動の指導計画

「道徳の時間」の年間指導計画の改善充実を図るとともに、各教科や特別活動の指導計画についても、学習指導要領の趣旨が十分生かされるよう地域や学校の実態に即して内容等の改善充実を努める。また、自律的な生活態度を育成するために、集団宿泊学習を推進する。

③ 創意を生かした教育活動の時間

「創意を生かした教育活動の時間」の活動内容及び運営方法の工夫改善に努める。

(3) 学習指導

① 指導内容

基礎的・基本的事項の確実な習得を図るため、地域や学校の実態及び児童の発達段階を踏まえた教材の精選と指導内容の重点化に努めるとともに、地域素材の教材化、郷土教育や国際理解教育のための教材開発等に努める。